

特定非営利活動法人 お笑い事業団ニイガタ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 お笑い事業団ニイガタ という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を新潟県新潟市に置く。

目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、世界各国、古今東西、老若男女、各界各層に共通する『お笑い』の文化と技能を広く探求し、市民の生活の隅々に『お笑い』を広く浸透させ、『お笑い』を通して世代間交流を図り、もって、学校、職場、地域の活性化と福祉、文化の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

1. 文化、芸術の振興を図る活動
2. 保健、医療または福祉の増進を図る活動
3. 子供の健全育成を図る活動
4. 社会教育の推進を図る活動
5. まちづくりの推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係わる事業

1. 「お笑い芸人」「お笑い講師」などの派遣・斡旋事業
2. 「お笑い芸人」の発掘・育成・支援事業
3. 「お笑い講座」「お笑いセミナー」の開催事業
4. お笑い情報紙・誌の発行事業
5. 「お笑いクラブ」「日本笑い学会支部」の開設・支援事業
6. その他、お笑いに関連する諸事業

(2) 収益事業

1. お笑い芸人（プロ）らの興業の請負事業
2. お笑い芸人（プロ）らの斡旋・仲介事業
3. 出版・広告・その他お笑いに関する事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)に定める社員とする。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2)賛助会員 この法人の目的・事業に賛同して、経済的支援を申し出た個人及び団体

(入会)

第7条 正会員は次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1)お笑いを愛好し、お笑い文化の向上・発展・流布に努めること。
- (2)お笑い事業を積極的に推進し、事業団の活動に進んですること。

- 2 正会員として入会しようとする者は、事業団が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、その者が前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)本人から退会の申し出があったとき。
- (2)本人が死亡し、または正会員である団体が消滅したとき。
- (3)継続して2年以上年会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することが出来る。

(除名)

第11条 会員が、次の各号に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉・信用を傷つけ、または法人の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、年会費及び基金その他の抛出金品は、『錯誤』その他の

正当な事由がない限りこれを返還しない。

第3章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 7人以上10人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事の中から理事長1名、理事長代行1名、常務理事若干名を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長、理事長代行、常務理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を越えて含まれることになってはならない。

4 理事及び監事は、この法人の職員をかねることが出来ない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長代行は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前項の2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数3分の1を越えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の1に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障等のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくしない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員には報酬を支給しない。但し、常勤の役員には、相当額の手当を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前二項に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局を置く。

- 2 事務局の組織及び運営は、理事会の議決を経て、理事長が行う。
- 3 事務局職員は、理事長が任免する。

第4章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任及び解任
- (7) 入会金及び年会費の額
- (8) 借入金(その事業年度を持って償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) その他法人の運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回、原則として4月に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することが出来ない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、入会金口数にかかわらず平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員(総会議長を含む)を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることが出来ない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

2 運営委員会は、理事長、副理事長、専務理事、常務理事、事務局をもって構成する。

運営委員会は、理事会の委任を受けて法人の日常業務を審議し、処理する。

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 定例理事会(年2回、通例5月・11月)
- (2) 理事総数の4分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

2 運営委員会は、理事長または専務理事において必要とみとめたときに随時開催する。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した

書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものを持って構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び年会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生ずる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) 補助金、その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて「特定非営利活動に係わる事業に関する資産」及び「収益事業に関する資産」の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人会計は、これを分けて「特定非営利活動に係わる事業に関する会計」及び「収益事業に関する会計」の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算の中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び補正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は補正をすることができる。その場合、直近に開催される総会に、やむを得ない事由を含めその内容を報告して承認を求めるものとする。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の消滅
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、社会福祉法人に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が、合併しようとするときは、総会において正会員総数4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	今井 誠
副理事長	横山 芳郎 柳本 雄司 高山 憲治
理事	荒川 義信 石本 晃雄 市田 文弘 江口 歩 大田 朋子 斉藤 純子 佐藤 悟 須田 和行 袖山 由美子 丸田 祥子 山本 一哲 山本 早苗 若山 浩一 渡辺 伸義
監事	鈴木 正平 鈴木 敏行

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成15年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成14年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

入会金	個人	1口	5,000円
	団体	1口	20,000円
年会費	個人		3,000円
	団体		10,000円